

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例

〔平成28年3月25日〕
福島県条例第47号
令和4年7月8日
福島県条例第44号

(手数料の徴収)

第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第5条第1項から第7項までの規定に基づく認定及び法第8条第1項の規定に基づく変更の認定並びに法第18条第1項の規定に基づく許可の申請者から、この条例に定めるところにより手数料を徴収する。

(新築の長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る手数料の額)

第2条 新築に係る法第5条第1項から第4項までの規定による同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下単に「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請者から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 申請に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第3項又は第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書が添付された場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第4条第1号の一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）	当該一戸建ての住宅一戸につき 13,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等（省令第4条第2号の共同住宅等をいう。以下同じ。）	当該共同住宅等一棟につき 23,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 36,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 58,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 92,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 139,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 235,000円

一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 297,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 337,000円

二 申請に品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（前号に掲げる住宅性能評価書を除く。）が添付された場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 17,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 56,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 89,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 165,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 280,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 430,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 781,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 1,064,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 1,287,000円

三 前2号以外の場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 45,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 103,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 163,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 320,000円

一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 571,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 980,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 1,812,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 2,587,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 3,169,000円

(新築の長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に係る手数料の額)

第3条 新築に係る法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分について申請に品確法第6条の2第3項又は第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書が添付された場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 7,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 12,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 18,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 29,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 46,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 70,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 118,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 149,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 169,000円

二 長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分について申請に品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（前号に掲げる住宅性能評価書を除く。）が添付された場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 9,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 28,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 45,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 83,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 141,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 215,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 391,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 533,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 644,000円

三 前2号以外の場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 23,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 52,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 82,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 160,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 286,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 490,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき

等	906,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 1,294,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 1,585,000円

(増築又は改築の長期優良住宅建築等計画等の認定申請に係る手数料の額)

第4条 増築若しくは改築に係る法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画又は法第5条第6項若しくは第7項の規定による同条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画（以下単に「長期優良住宅維持保全計画」という。）の認定の申請者から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 申請に品確法第6条の2第3項又は第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書が添付された場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 19,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 33,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 53,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 86,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 137,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 208,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 352,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 445,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 505,000円

二 前号以外の場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき

	66,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 152,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 242,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 476,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 851,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 1,461,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 2,702,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 3,859,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 4,727,000円

(増築又は改築の長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請に係る手数料の額)

第5条 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画（増築又は改築に限る。）又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更に係る部分について申請に品確法第6条の2第3項又は第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書が添付された場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 10,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 17,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 27,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 43,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 69,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 104,000円

一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 176,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 223,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 253,000円

二 前号以外の場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 33,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 76,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 121,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 238,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 426,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 731,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 1,351,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 1,930,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 2,364,000円

(譲受人を決定した場合等における長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に係る手数料の額)

第6条 法第9条第1項の規定により譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定により管理者等が選任された場合における法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料の額は、申請一件につき2,000円とする。

(容積率特例の許可申請に係る手数料の額)

第7条 法第18条第1項の規定による容積率緩和の許可の申請者から徴収する手数料の額は、申請一件につき170,000円とする。

(手数料の額の加算)

第8条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出をする場合における手数料の額は、第2条から前条までに定める額に、福島県建築基準法施行条例（昭和26年福島県条例第60号）第47条の2第1項に定める額を加算した額とする。

(手数料の納付方法)

第9条 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

(手数料の不返還)

第10条 既に納付された手数料は、返還しない。

(過料)

第11条 詐欺その他の不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料を科する。

附 則（平成28年3月25日条例第47号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の廃止)

2 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成21年福島県条例第49号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条の規定により徴収した手数料は、この条例第2条から第7条までの規定により徴収した手数料とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月24日条例第101号）

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間において、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進等に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「一部改正法」という。）による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「新法」という。）第5条第1項から第5項まで及び第8条第1項の規定による申請に併せて知事が指定する機関が作成した一部改正法による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（次項において「適合証」という。）が提出された場合における手数料の額については、福島県長期

優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例第2条第3号、第3条第3号、第4条第2号又は第5条第2号の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 新築に係る新法第5条第1項から第4項までの規定による同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下単に「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請者から徴収する手数料の額 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第4条第1号の一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）	当該一戸建ての住宅一戸につき 8,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等（省令第4条第2号の共同住宅等をいう。以下同じ。）	当該共同住宅等一棟につき 14,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 23,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 31,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 57,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 96,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 156,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 192,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 204,000円

- 二 新築に係る新法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料の額 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 4,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 7,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 12,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 16,000円

一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 29,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 48,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 78,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 96,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 102,000円

三 増築又は改築に係る新法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請者から徴収する手数料の額 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 11,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 19,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 33,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 46,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 83,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 142,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 232,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 285,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 304,000円

四 増築又は改築に係る新法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料の額 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 6,000円
一棟の総住戸数が5戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき

	10,000円
一棟の総住戸数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 17,000円
一棟の総住戸数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 23,000円
一棟の総住戸数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 42,000円
一棟の総住戸数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 71,000円
一棟の総住戸数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 116,000円
一棟の総住戸数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 143,000円
一棟の総住戸数が301戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 152,000円

- 3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間において、申請に併せて適合証が提出された場合においては、第8条中「第2条から前条までに定める額」とあるのは、「福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（令和3年福島県条例第101号）附則第2項に定める額」と読み替えるものとする。

附 則（令和4年7月8日条例第44号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。